# 西播磨観光PR動画等制作及びプロモーション業務 募集要項

### 1 事業目的

西播磨地域は、風光明媚な海岸、緑豊かな森、中国山地から播磨灘に注ぐ揖保川・千種川など自然に恵まれており、「水」にまつわるスポット、山城、レトロな街並など観光資源が多数ある。令和7年には、大阪・関西万博等大規模なイベントが開催され、国内外から多くの人が訪れることが予想されることから、西播磨地域への観光誘客にとっても非常に大きなチャンスとなる。そこで、西播磨地域の認知度を高め、観光地として選ばれるためには、これらの好機を見据え、自然豊かな西播磨の強みを生かした観光プロモーションを展開し、誘客につなげることが必要である。

以上のことから、本業務では、観光プロモーションを展開していくための動画、ノベルティを制作し、合わせて、今後の戦略的なプロモーション展開に向け、効果や課題等を整理・検証するため、イベント等において、観光プロモーションを実施することを目的とする。

ついては、民間事業者の専門性、ノウハウ・経験等を活用し、効率的かつ効果的な事業実施のため、以下のとおり公募し、業務を委託する者を選定する。

#### 2 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日(金)まで

# 3 委託費

4,000,000 円以内(消費税及び地方消費税含む)

#### 4 スケジュール

令和6年6月17日(月) 公募開始 6月17日(月)~20日(木) 質問期間 6月24日(月) 質問回答 6月28日(金) 書類提出が切 7月中旬~下旬 審査会 7月下旬 審査結果通知、契約締結

 7月下旬
 番負和未通知、契約締約

 8月上旬~
 撮影・編集、ノベルティ作成

 10月26日(土)
 細光プロエージョン実施

10月26日(土) 観光プロモーション実施

令和7年2月中旬完成物納品2月下旬実績報告書提出

# 5 応募資格

- (1) 公募に参加できる者は、次の全ての要件を満たす者であること。
  - ① 民間企業、NPO法人、これら以外の法人(一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合等)のほか、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等、また、事業を適切に運営できる個人事業主(以下「事業者等」という。)
  - ② 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。
  - ③ 事業の実施にあたり、兵庫県との打合せなどに適切に対応できる事業者等であること。

- (2) 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定に関わらず、公募に参加する資格を有しない。
  - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
  - ② 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
  - ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
  - ④ 事業者等に対する委託費の支給事由と同一理由により支給要件を満たすこととなる 国・都道府県・市町村の各種助成金・補助金の支給を受けている又は受けようとして いる者
  - ⑤ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
  - ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
  - ⑦ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

#### 6 業務内容

別紙仕様書のとおり

### 7 応募手続き

(1) 募集期間

令和6年6月17日(月)~同年6月28日(金)17時まで

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局県民躍動室地域振興課

(3)提出方法

直接持参又は郵送により必要書類を提出すること。あわせて、電子メールにて書類データの提出を行うこと。

なお、受付時間は、直接持参の場合は土日、祝日を除く平日9時から17時までとし、 郵送の場合は、令和6年6月28日(金)17時までに事務局に到着するように提出し、電 話により応募書類の到着を確認すること。

(4) 応募に関する留意事項

ア 応募書類は理由の如何を問わず返却しない。

イ 提案にかかる全ての経費は事業者等の負担とする。

## 8 提出書類

| 書類名                                     | 部数/様式                     | 内容                                       |
|---|---------------------------|--|
| 申込書                                     | 1部(様式1)                   |  |
| 誓約書                                     | 1部(様式2)                   |  |
| 企画提案書                                   | 7部<br>  (任意様式、A4 サイズ 40 枚 | 事業者概要<br>事業実績                            |
|   | 又は A3 サイズ 20 枚以内)         | 要素 天 根<br>提案 内容<br>業務 体制 図 ※             |
| 経費積算見積書                                 | 1部(任意様式)                  | 積算単価及び数量等を明記<br>し、「一式」という表記は極<br>力避けること。 |
| 定款若しくは寄付行為及び<br>登記証明書又はこれらに準<br>ずる書類の写し | 1部                        |  |
| 財務諸表                                    | 1部                        | 令和4年度又は令和5年度<br>決算書類の写し(貸借対照             |

|       |    | 表、損益計算書、株主資本<br>等変動計算書)  |
|-------|----|--|
| 納税証明書 | 1部 | 県税、法人税、消費税及び<br>地方消費税について滞納が<br>ないことの証明書<br>(応募の日前3か月以内に<br>交付されたもの) |

- ※業務体制図に加えて、別紙「担当ディレクターの類似動画制作業務実績」を提出すること。 と。なお、企画提案書には以下の内容を必ず記載すること。
  - ①動画コンセプト案
  - ②想定撮影スポット及びスポット数

※ただし、受託事業者選定後、委託者と協議のうえ決定する。

# 9 受託事業者等の選定

(1) 審査会 (プレゼンテーション)

ア 日程

令和6年7月中旬~下旬

(日時等詳細については、後日連絡する。)

イ 場所

兵庫県西播磨総合庁舎(兵庫県赤穂郡上郡町光都 2-25)※オンライン参加可

(2) 審查方法

審査は、提出された企画提案書等及び応募者によるプレゼンテーションの内容に基づき行う。採用する企画は、下記の項目について審査会構成員全員が個別に採点し、その合計点の最も高いものとする。同順位の企画が2つ以上ある場合は、委員長が指示する企画を採用する。

なお、応募者が一者のみの場合は、基準点を総得点の60%と設定し、満たした場合のみ採用とする。

- ア 企画構成 企画等のアイデア、業務内容の理解度・優良性・実現可能性 等
- イ 実施体制 業務の実施体制、ノウハウ及び実績、関係団体等との協力関係の見込 等
- ウ 見積額 経費の妥当性
- エ その他 その他業務を遂行するに当たっての創意工夫 等
- (3)審査結果の連絡

審査結果は、採否を問わず、文書により通知する。

- (4)審査対象からの除外(失格事由)
  - ①「5 応募資格」に該当しない場合
  - ② 要項に違反又は著しく逸脱した場合
  - ③ 審査委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
  - ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合
  - ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合

#### 10 選定の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は選定を取り消す場合がある。

# 11 委託契約の締結

別紙仕様書のとおり

### 12 募集要項に関する質疑及び回答

### (1)質疑

書面により質疑書(任意様式)を作成し、令和6年6月17日(月)~同年6月20日(木)17時までの間に、事務局に持参、郵送、メール、ファックスなどにより届けること。持参以外の方法の場合、電話により文書の到着を確認すること。

### (2)回答

質問への回答は、原則、参加申込者全員へ連絡する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。 書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。

# 13 問い合わせ先・書類提出先(事務局)

兵庫県西播磨県民局県民躍動室地域振興課 坂西

〒678-1205 兵庫県赤穂郡上郡町光都 2-25

電話:0791-58-2132 FAX:0791-58-0523

E-mail: Shingo\_Sakanishi@pref.hyogo.lg.jp

### 附則

1 この要項は、令和6年6月10日より施行する。